

◎新潟県告示第555号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、同条第13項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和7年5月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 日時

令和7年5月23日（金）午前10時00分から

2 場所

燕市中央公民館 3階 小ホール

燕市水道町1-3-28

3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、工業の利便を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

4 建築計画の概要

(1) 申請者の住所及び名称

燕市小池5143番地

株式会社青芳 代表取締役 青柳修次

(2) 申請地

燕市小池字上通4852番5の内、4852番6

(3) 主要用途

事務所一部飲食店

(4) 構造・規模

鉄骨造 地上2階

建築面積 307.78平方メートル

延べ面積 525.92平方メートル